

会費滞納者に対する催告について

本機関は、定款第54条第1項の規定に基づき、第450回理事会の議決により、2024年度会費について、4月11日付請求書にて全会員1,850者に会費請求を行った。

納入期限5月10日（1か月以内）までに納入が確認できない一部の会員に対しては、複数回にわたる督促メール発信、また7月11日付書面による督促を行った。

重ねて実施した督促にもかかわらず、未だ納入（過年度の会費を含む）がない会費滞納会員に対し、今般、書面による催告書を発出する。

催告書において、本催告書記載の指定期限までに納入がない会員については、定款第57条の規定により当該会員の名称を公表することとなる旨、また、この場合、経済産業省資源エネルギー庁への報告を行う旨、記載する。

なお、公表に当たっては、上記規定に基づき、別途、理事会で議決する。

1. 催告を行う会員数

11者

ただし、理事会議決後、催告書発送までに納入が確認できた会員は対象外とする。

2. 会費滞納金額

合計 170,000円

[内 訳]	・2021年度会費	1者	10,000円
	・2022年度会費	2者	20,000円
	・2023年度会費	3者	30,000円
	・2024年度会費	11者	110,000円

3. スケジュール

発送予定日 2024年8月7日

指定期限 2024年8月末日

4. 次回以降の催告書発出について

今後、他の会員を含め、同様の手順により同様の内容の催告書を発出する場合は、特段の事情のない限り、督促状の発出と同じく、権限表における「機関外への連絡・依頼文書の作成及び事務に関する確認書等の締結（日常的な業務運営に関するものに限る。）」に基づき、総務部長にて決裁する運用とする。

(参考)

<定款第54条（会費）>

第1項 会員は、毎年度、会費の請求の通知を受けてから1か月以内に、会費を納入しなければならない。

<定款第57条（滞納者への対応）>

本機関は、会員が、会費、特別会費、容量拠出金、電源入札拠出金若しくは災害等扶助拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。

以上

【添付資料】

別紙：催告書

※ 別紙については情報管理規程第4条の規定に基づく秘密情報（外部秘）に該当するため、非公表とする。